令和７年４月２８日

飯塚地区消防本部訓令第４号

飯塚地区消防本部消防用設備等の技術基準に関する行政指導指針

（趣旨）

第１条　この訓令は、消防法（昭和２３年法律第１８６号）第１７条の規定に基づく消防用設備等の技術上の基準に関する行政指導について、必要な事項を定めるものとする。

（屋内消火栓設備）

第２条　消防法施行令（昭和３６年政令第３７号。以下「令」という。）第１１条第３項第１号ホ、第２号イ（６）及びロ（６）に規定する「火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所」とは、次のいずれかの場合とする。

（１）　延焼のおそれが少ない（当該防火対象物の外壁から３ｍ以上をいう。）独立した加圧送水装置専用の建築物内に設ける場合

（２）　不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火設備を設けた加圧送水装置専用の室に設ける場合

（３）　空調機械室その他これらに類する室に設ける場合。ただし、同一室内に火気使用設備及び電気設備等の火災発生のおそれのある設備がある場合を除く。

２　令第１１条第３項第１号イ、第２号イ（１）及びロ（１）の規定により、屋内消火栓は防火対象物の階ごとに設けることとされているが、次の（１）及び（２）に該当する場合は、屋内消火栓を設置しないことができる。

（１）　床面積が５０㎡以下の場合

（２）　直上階又は直下階に屋内消火栓が設けられ、当該階の各部分に有効に放水す

ることができる場合

３　令第１１条第３項第１号ロ、第２号イ（２）及びロ（２）に規定する「当該階の各部分に有効に放水できる長さ」とは、ホースの長さ及び放水距離を合算したものとすること。（第１表参照）

第１表

屋内消火栓の種類	水平距離（m）	ホースの長さ（m）	放水距離（m）
１号消火栓	２５	３０	7
易操作性１号消火栓	２５	３０	7
２号消火栓	１５	２０	１０
広範囲型２号消火栓	２５	３０	7

４　加圧送水装置の立上り管、吸水管及び試験配管は、地震による振動等に耐えるための有効な措置を講じること。

５　配管を地下に埋設する場合は、配管外面の腐食を防止するための措置を講じること。

６　配管は、補助用高架水槽又は補助ポンプ等により常時充水しておくこと。

なお、補助用高架水槽の容量は、１００ℓ以上とし、自動的に給水できるものとすること。

（スプリンクラー設備）

第３条　令第１２条第２項第６号に規定する「火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所」は、第２条第１項を準用すること。

２　加圧送水装置の立上り管、吸水管及び試験配管は、地震による振動等に耐えるための有効な措置を講じること。

３　配管を地下に埋設する場合は、配管外面の腐食を防止するための措置を講じる

こと。

４　配管は、補助用高架水槽又は補助ポンプ等により常時充水しておくこと。

なお、補助用高架水槽の容量は、１００ℓ以上とし、自動的に給水できるものとすること。

５　次の箇所は、ヘッドを設置しないことができる。ただし、その部分の面積が２㎡未満であり、かつ、奥行が０．６ｍ以下の場合に限る。

（１）垂れ壁等があり、放水区域を別にしなければならない床の間及び踏込

（２）作り付けの家具、物置、押入及び棚等

６　令第１２条第２項第７号に規定する「送水口」は、次によること。

（１）送水口の上部に赤色の表示灯を設けること。

（２）送水口の直近に止水弁及び逆止弁を設け、その一次側及び二次側に排水弁を設けること。

（泡、不活性ガス、ハロゲン化物及び粉末消火設備）

第４条　移動式の泡、不活性ガス、ハロゲン化物及び粉末消火設備を設置することができる部分については、次のいずれかによること。

（１）各階の防護対象部分において、常時外気に開放された開口部（天井高の２分の１より下方のみの開口部を除く。）が次による場合

ア　排煙上有効な位置で、天井又は壁の２面以上に設けられていること。

イ　開口部の合計面積が当該部分の床面積の１５％以上であること。

ウ　壁面に設ける場合で、隣地境界線又は他の建築物等（当該建築物も含まれる。）との外壁間相互の距離が０．５ｍ以上であること。

エ　防護対象部分の各部分から水平距離３０ｍ以下であること。

オ　格子等がある場合は、実質有効開口面積を開口面積として算入すること。

（２）各階の防護対象部分において、当該防護対象部分外から手動又は遠隔操作（火

災時に自動火災報知設備等の感知器と連動する場合も含む。）により外気に開放する開口部（天井高の２分の１より下方のみの開口部を除く。）が、前第１号（イを除く。）によるほか、次のいずれかによる場合

ア　合計面積が当該部分の床面積の２０％以上のもの

イ　５回毎時以上の排煙能力を有する排煙装置（防護区画内に設ける場合は、非常電源を附置し、配線は耐火配線としたものに限る。）で、当該開口部の有効面積の合計が当該床面積の１５％以上のもの

ウ　排煙上有効な越屋根等（屋内側と接する越屋根下部の開口部の合計面積が、当該床面積の５％以上あるもの）を有するもので、当該越屋根部分に設ける開口部の合計面積が当該床面積の１５％以上のもの(第１図参照)

第１図

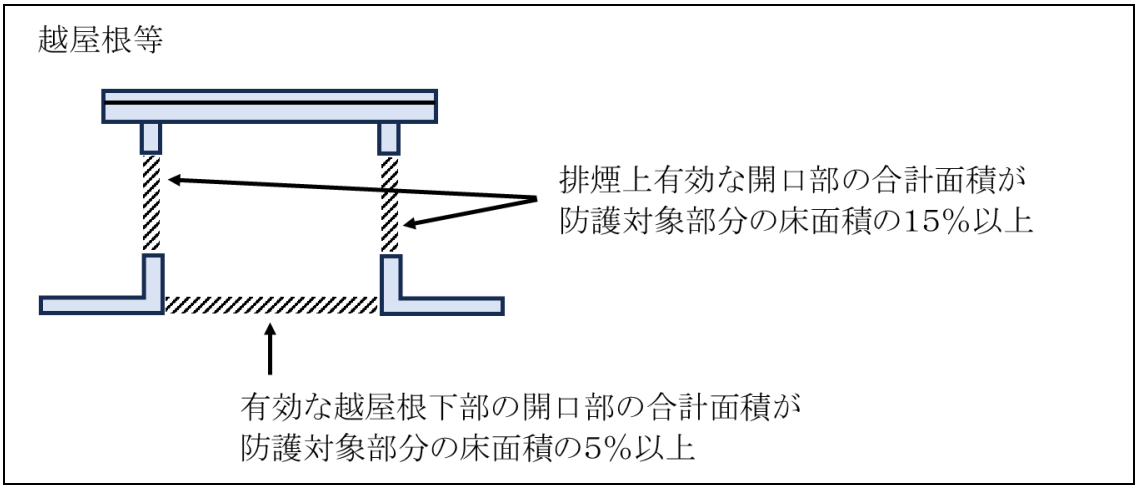

（３）完全開放の屋上駐車場又は高架下の駐車場等で、周壁がなく柱のみである部分又は周囲が危害防止上の鉄柵のみで囲まれている部分。

２　前第１項第１号及び同項第２号の部分が混在する場合は、次の計算式で算定すること。

Ａ／（0.15Ｓ）＋Ｂ／（0.20Ｓ）≧　１

Ａ：（１）（イを除く）の部分の開口部

Ｂ：（２）（アからウを除く）の部分の開口部 Ｓ：当該防護対象面積

（屋外消火栓設備）

第５条　消防法施行規則（昭和３６年自治省令第６号。以下「規則」という。）第２２条第９号に規定する「火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所」は、第２条第１項を準用すること。

２　加圧送水装置の立上り管、吸水管及び試験配管は、地震による振動等に耐えるための有効な措置を講じること。

３　配管を地下に埋設する場合は、配管外面の腐食を防止するための措置を講じること。

４　配管は、補助用高架水槽又は補助ポンプ等により常時充水しておくこと。

なお、補助用高架水槽の容量は、１００ℓ以上とし、自動的に給水できるものとすること。

５　令第１１条第４項の規定により屋外消火栓設備を屋内消火栓設備の代替として設置する場合は、原則として、屋外消火栓を当該防火対象物の出入口から５ｍ以内に設置すること。

（動力消防ポンプ設備）

第６条　動力消防ポンプは、火災、雨水等の影響を受けるおそれのない場所に設けること。

２　動力消防ポンプの操作に必要な人員が常時４人以上確保され、定期的な操作訓練が実施できること。

（自動火災報知設備）

第７条　パイプシャフトその他これらに類する場所が２以下の階ごとに区画されて

いる場合は、次によることができる。

（１）煙感知器以外の感知器を設置することができる。

（２）その部分の水平断面積が１㎡未満の場合は、感知器を設置しないことができる。

２　次の箇所は、感知器を設置しないことができる。ただし、その部分の面積が２㎡未満であり、かつ、奥行が０．６ｍ以下の場合に限る。

（１）垂れ壁等があり、感知区域を別にしなければならない床の間及び踏込

（２）作り付けの家具、物置、押入及び棚等

３　玄関、洗濯場及び浴室等には、感知器を設置しないことができる。ただし、可燃物の存置又は可燃性の装飾材料を使用している場合は、設置すること。

４　歩行距離１０ｍ以下の廊下及び通路であっても、可燃物が存置されている場合は感知器を設置すること。

５　開放型階段又は階段室の形態を備えていない階段上部は、煙感知器以外の感知器を設置することができる。

６　（１６）項イの防火対象物で地階、無窓階及び１１階以上の階に存する（５）項ロ部分については、規則第２３条第５項第６号の規定によらないことができる。

７　建築基準法第２条第９号の３イ若しくはロのいずれかに該当する準耐火構造等とした建築物の天井裏、小屋裏等が準不燃材料の床、壁及び天井で区画されている部分には、感知器を設置しないことができる。

８　恒温室、冷蔵室等で、当該場所における火災を早期に感知することができる自動温度調節装置（常時人がいる場所に警報を発するもの）のあるものには、感知器を設置しないことができる。

９　感知器の取付け面（天井面）の下方０．５ｍ以上の部分に短辺が３ｍ以上で、かつ、面積が２０㎡以上の棚又は張出し等がある場合は、当該棚又は張出し等に

感知器を設置すること。（第２図参照）

第２図

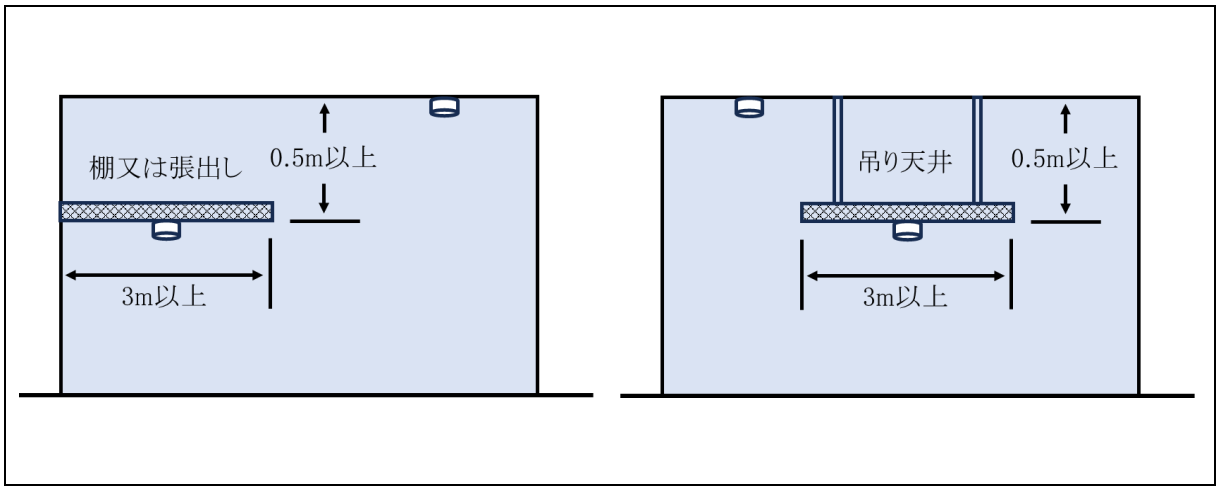

（非常警報設備）

第８条　延べ面積が３５０㎡以下の防火対象物で、非常警報設備を設けなくても火災である旨の警報を有効に行えると認められるものについては、非常警報設備を設置しないことができる。

２　令第２４条第３項の規定により放送設備を設ける場合は、原則として、区分鳴動とすること。ただし、防火対象物の規模、用途及び防火管理体制からパニックによる２次的被害が起こるおそれがなく、一斉鳴動とすることにより避難安全性がより一層確保できる場合は、この限りでない。

３　放送設備が設置される防火対象物にあっては、エレベーター内にスピーカーを設けること。

４　令別表第１（５）項イ、（６）項又は（１６）項イ（（５）項イ又は（６）項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）に掲げる防火対象物で、（５）項イ又は（６）項の用途に供される部分において就寝施設が存するものに設置する非常警報設備については、放送設備を設置すること。

（誘導灯及び誘導標識）

第９条　避難口に至る廊下等の曲折点から避難口までの歩行距離が３ｍ以下の場合

は、曲折点に避難口誘導灯を設置することにより、避難口に設けるべき誘導灯の設置を省略することができる。

2　令別表第１に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する部分については、誘導灯の設置を省略することができる。ただし、令別表第１に掲げる用途部分からの避難経路となる部分には、誘導灯を設置すること。

3　特定用途以外の部分のみが存する階の直接外気に開放された階段及び廊下等については、誘導灯の設置を省略することができる。ただし、特定用途部分からの避難経路となる部分には誘導灯を設置すること。

4　誘導灯を設置しなければならない居室等で、他の居室等又は廊下及び通路に通ずる出入口が２以上ある場合は、直接地上へ通ずる出入口及び階段、傾斜路等の避難施設に至る直近の出入口に避難口誘導灯を設置すること。ただし、劇場、映画館その他多数の者を収容する居室等で避難上支障があると認められるものは、直近以外の出入口にも避難口誘導灯を設置すること。

5　地階又は無窓階に設置する避難口誘導灯は、規則第２８条の２第１項に規定する「２０ｍ」を「１０ｍ」に、「１０ｍ」を「５ｍ」に読み替えて適用することができる。

6　非特定防火対象物のうち、開口部にシャッター等を設けたため無窓階と判定される防火対象物で、防火対象物の使用中はシャッター等を開放し、使用後は無人となるものにあっては、誘導灯の設置を省略することができる。

7　誘導灯及び誘導標識を設置・維持する場合の技術基準の運用は、「誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドライン」（平成１１年消防予第２４５号）によること。

（連結送水管）

第１０条　放水口は、令第２９条第２項第１号及び規則第３１条第２号の規定によ

るほか、次によること。

（１）　ホース接続口は、「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」（平成　２５年総務省令第２３号）に規定する呼称６５に適合する差込式差し口とすること。

（２）　呼称６５の放水口から呼称５０にする差込式の媒介金具を附置すること。

２　令第２９条第２項第４号ハ及び規則第３１条第６号ロに規定する「放水用器具」については、噴霧切替式ノズル（呼称５０）及び長さ２０ｍの二重巻き又はくし掛け式ホース（呼称５０）とすること。

３　高層建築物（高さ３１ｍを超える建築物をいう。）又は地階を除く階数が１１以上の建築物の場合は、配管を湿式とすること。

なお、補助用高架水槽の容量は、１００ℓ以上とし、自動的に給水できるものとすること。

４　放水口の格納箱又はその上部に赤色の表示灯を設け、階の表示をすること。

５　令第２９条第２項第３号に規定する「送水口」は、次によること。

（１）　送水口の上部に赤色の表示灯を設けること。

（２）　送水口の直近に止水弁及び逆止弁を設け、その一次側及び二次側に排水弁を設けること。（配管が乾式の場合を除く。）

（収容人員の算定）

第１１条　建築時における共同住宅の収容人員の算定は次によること。

間取り例	収容人員（人）
１Ｋ、１ＤＫ、１ＬＤＫ	1

２Ｋ、２ＤＫ、２ＬＤＫ	３
３Ｋ、３ＤＫ、３ＬＤＫ以上	４

２　令別表第１に掲げる防火対象物に存する一般住宅の居住者は、収容人員の算定に含めないものとする。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、令和７年６月１日から施行する。

（消防用設備等に関する運用基準の廃止）

２　消防用設備等に関する運用基準（平成１０年飯消予第１２６号）は、廃止する。